

令和3年5月14日

利用者 各位

川越町立児童館 館長

川越町立児童館における川越町外の方の利用自粛について（お願い）

日頃より児童館の運営に格別の理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、コロナ渦において、児童館で安心して過ごせるよう、来館者の皆様には、入館時の手指消毒、検温、マスク着用などのご協力をいただいておりますこと、あわせて感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加し、川越町を含めた県内の北勢地域が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用された中、より安心して児童館を利用していただけるよう令和3年5月24日（月）から当分の間、川越町民の方のみとさせていただきます、川越町外の方につきましては利用の自粛をお願いしたく、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

また、今後も、下記に該当する地域にお住まいの方（ただし、川越町にお住まいの方を除く。）におかれましては、その期間中は児童館利用につきまして、自粛していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、
  - 「緊急事態宣言」が発出された地域にお住まいの方
  - 「まん延防止等重点措置」が適用された地域にお住まいの方
  
- 三重県内の新型コロナウイルス感染症の感染者増加等に伴い
  - 三重県独自の「緊急警戒宣言」が発出された場合

お問い合わせ

川越町子ども家庭課	059-366-7130
川越町つばめ児童館	059-361-5636
川越町おひさま児童館	059-361-1070